

個別付議基準

市街化調整区域に長期居住する者の自己業務用建築物

都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき許可する、市街化調整区域に長期居住する者の自己の業務の用に供する建築物について、下記のすべての要件に該当するものは、開発審査会に付議することができるものとする。

記

1 申請者

- (1) さいたま市内の市街化調整区域の現在の居住地において、平成元年6月30日以前から継続して居住している者であること。
- (2) 自己の生計を維持するための自己の業務の用に供する建築物を必要とする者であること。なお、自己の業務については新たに業務を行うものは含まない。
- (3) 居住している建築物は都市計画法に基づく許可等(建築基準法第6条第1項による確認を含む。)を受けたものであること。

2 申請地

- (1) 申請者の現在の居住地又はその居住地からおおむね50メートル以内に存する土地であること。
- (2) 建築物の敷地面積は、200平方メートル未満であること。ただし、現在の居住地の敷地を分割して建築する場合は、この限りでない。

3 予定建築物

- (1) 用途は、次のいずれかに該当するものであること。なお、居住部分は建築できない。
 - ア 自己の業務の用に供する小規模な工場で、その延べ床面積が100平方メートル以内(作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る)のもの。
 - イ 自己の業務の用に供する事務所で、その延べ床面積が100平方メートル以内のもの。
- (2) 規模
 - ア 建築物は平屋建てとすること。
 - イ 建築物の高さは、10メートル以下で、かつ、建築基準法に適合するものであること。

4 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等(見沼土地利用承認を含む。)が受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。(平成21年3月31日 都市局長決裁)